

第4回 農業委員会総会議事録

令和5年10月27日開会

中標津町農業委員会

令和5年10月27日、第4回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	小 沼	大
2 番	西 塚	知 也
3 番	纓 坂	直 俊
4 番	福 嶋	寿 顕
5 番	山 下	幸 枝
6 番	助 口	明
8 番	船 越	信 雄
10 番	横 田	千 秋
11 番	長谷川	孝 二
12 番	田 中	洋 希
13 番	竹 村	聡
14 番	瀧 本	和 男
15 番	後藤田	宏 幸
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

7 番	遠 藤	昭 男
9 番	二 瓶	裕 貴

附議した案件

- (イ) 議案第 16 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 17 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ホ) 議案第 20 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
庶 務 係 長	葛 西 利 光

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第4回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
10番、横田 千秋 委員。
11番、長谷川 孝二 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 9月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。10月25日に北海道農業会議、第7回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第16号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 西塚委員。

西塚委員 上程になりました議案第16号「現況証明願いについて」(1)(2)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積8.18㎡、利用状況、山林原野、他16筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年9月15日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 2,158 m²、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年5月17日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第16号(3)から(5)について説明いたします。
6ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 1,075 m²、利用状況、雑種地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の白地・農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地、山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものです。令和5年9月15日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 920 m²、利用状況、宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地の区域となっており、公簿は畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必

要なものであります。令和5年5月17日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。10ページをお開きください。

(5) 1、申請人の住所、氏名。

千葉県〇〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積8,604㎡、利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は11ページのとおりです。この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものです。令和5年10月18日、第5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 船越委員。

船越委員 上程になりました議案第16号(6)について説明いたします。12ページをお開きください。

(6) 1、申請人の住所、氏名。

野付郡別海町〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積333㎡、利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域外の都市計画区域内であり、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年10月23日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程４、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程
致します。

(１) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第１６８号「農地法第３条の規定による許可申請につ
いて」(１) について説明いたします。議案の 15 ページをお開きください。

(１) １、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、代
表取締役、〇〇〇 〇〇。

２、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 33,516 ㎡、利用
目的、牧草畑、他 4 筆、計 124,593 ㎡。３、許可を受けようとする事由。譲渡
人、所有農地を近隣農地所有適格法人に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大
するもの。４、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移
転。５、価格。1,352,000 円。６、資金調達の方法。スーパーＬ資金、1350,000
円、自己資金、2,000 円。７、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、
経営地、計 1,519,960.40 ㎡、家畜、牛 100 頭。８、見取図は、16 ページのと
おりです。

この案件につきましては、大山氏の離農に伴い所有していた農地を近隣の
農地所有適格法人に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法
第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている
ものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(１) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 5、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地
利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1) から (15)、(16) から (23) の 2
回に分けて審議を致します。(1) から (7) につといて地区推進班から議案
の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に
よる農用地利用集積計画の決定について」(1) から (7) について、説明い
たします。18 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、代
表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 55,956 m²、
利用目的、牧草畑、ほか 2 筆、計 123,4804 m²。3、許可を受けようとする事
由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営
規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所
有権の移転。5、価格。5,000,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金。
7、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者 2 人、経営地、計 1,519,960.40
m²、家畜、牛頭 100 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、
19 ページのとおりです。

なお、(2) につきましても譲渡人が同一であることから、譲渡人の氏名等省
略し、一括してご説明いたします。20 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇
〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 2,942 m²、利用
目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地
所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設
定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。217,000
円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、2 人、農
従者 2 人、経営地、計 83,824 m²、家畜、牛頭 80 頭。8、適用。農業経営基盤
強化促進事業。9、見取図は、21 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地を近隣農家に譲渡す
るもので、令和 5 年 5 月 23 日開催のあっせん会議において譲受人を決めた
ものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各
要件を満たしているものと判断いたしました。

22ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 59,462 m²、利用目的、牧草畑、ほか2筆、計 107,656 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,702,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、7,700,000 円、自己資金、2,000 円。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者2人、経営地、計 1,150,139 m²、家畜、牛頭 272 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、23 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地を近隣農家に譲渡するもので、令和5年5月23日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

24ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,994 m²。利用目的、**普通**畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,024,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,000,000 円、自己資金 24,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者、3人、経営地、計 1,150,139 m²、家畜、牛 272 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25 ページのとおりです。なお、(5) から (7) につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

26ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 5,663 m²。利用目的、**普通**畑、ほか1筆、計 47,271 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移

転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,497,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、3,400,000 円、自己資金 97,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、3 人、農従者、1 人、経営地、計 743,979.22 m²、経営作目、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、28 ページのとおりです。27 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 33,307 m²。利用目的、普通畑、ほか1筆、計 73,305 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,250,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、5,000,000 円、自己資金 250,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 579,067 m²、経営作目、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、28 ページのとおりです。29 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,867 m²。利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,590,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、2,500,000 円、自己資金 90,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2 人、農従者、4 人、経営地、計 617,657 m²、経営作目、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30 ページのとおりです。

この4件につきましては、平成30年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(8) から (10) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第18号(8)から(10)について、説明いたします。
31ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,813㎡、
利用目的、牧草畑、ほか2筆、計66,313㎡。3、許可を受けようとする事由。
譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価
格。3,204,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,200,000円、自己
資金、4,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者3人、経営地、
計885,088㎡、家畜、牛頭187頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、
見取図は、32ページのとおりで。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に譲渡するも
の。別添の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしているものと判断いたしました。33ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,862㎡、
利用目的、牧草畑、ほか2筆、計74,184㎡。3、許可を受けようとする事由。
譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価
格。5,785,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、5,780,000円、自己
資金、5,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者3人、経営地、
計885,088㎡、家畜、牛頭187頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、
見取図は、34ページのとおりで。

この案件につきましては、〇〇氏の農地の一部を近隣農家に譲渡するも
の。別添の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしているものと判断いたしました。35ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代
表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積65,952㎡、
利用目的、牧草畑、ほか4筆、計155,043㎡。3、許可を受けようとする事由。
譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模

拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,468,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、7,460,000円、自己資金、8,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者2人、経営地、計586,980㎡、家畜、牛頭214頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、35ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の農地の一部を近隣の農地所有適格法人に譲渡するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(11)から(14)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第18号(11)から(14)について、説明いたします。37ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積139,825㎡内62,500㎡、利用目的、牧草畑、ほか1筆、計186,300㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年10月30日から令和8年10月31日まで。6、価格。年551,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計698,931㎡、家畜、牛150頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、38ページのとおりです。なお、(12)につきましても、貸主が同一なため一括してご説明いたします。39ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字西竹845番2、公簿、畑、現況、畑、面積91,485㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計106,034㎡。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年10月30日から令和8年10月31日まで。6、価格。年301,000円。7、資金調達方法。自己

資金。8、当事者の経営状況。世帯員、9人、農従者、5人、経営地、計630,345㎡、家畜、牛87頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、40ページのとおりです。この2件につきましては、近藤氏が相続した所有農地を近隣農家に賃貸借するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。41ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,786㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計101,878㎡。貸主、期間満了につき賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了につき賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年10月30日から令和8年10月31日まで。6、価格。年303,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計717,711㎡、家畜、牛78頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、42ページのとおりです。この2件につきましては、近藤氏が相続した所有農地、(14)につきましても、貸主が同一なため一括してご説明いたします。43ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,051㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計265,714㎡。貸主、期間満了につき賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了につき賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年10月30日から令和8年10月31日まで。6、価格。年766,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,194,214㎡、家畜、牛210頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地を近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(15)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 西塚委員。

西塚委員 上程になりました議案第18号(15)について、説明いたします。
45ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 54,323 m²、利用目的、牧草畑、ほか1筆、計 64,237 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,439,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者4人、経営地、計 1,088,874 m²、家畜、牛頭 140 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、46 ページのとおりです。この案件につきましては、漆原氏の農地の一部を近隣農家に譲渡するものであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第18号(1)から(15)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇委員退席後～)

(16)から(23)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第18号(16)から(23)について、説明いたします。
47ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 76,443 m²、利用目的、牧草畑、ほか1筆、計 152,504 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,733,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。構成員、4人、農従者4人、経営地、計 2,152,959.10 m²、家畜、牛頭 681 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、48 ページのとおりです。

なお、(17)につきましても譲渡人が同一であることから、譲渡人の氏名等省略し、一括してご説明いたします。49 ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 14,202 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。839,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者3人、経営地、計 861,985.12 m²、家畜、牛頭 170 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、50 ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の所有農地を近隣農家に譲渡するものであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

51 ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 8,298 m²、利用目的、牧草畑、ほか8筆、計 142,475 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。8,544,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者3人、経営地、計 1,236,894 m²、家畜、牛頭 203 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、52 ページのとおりです。

この案件につきましては、助口氏の所有農地の一部を近隣農家に譲渡するも

のであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

53ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 97,657 m²、利用目的、牧草畑、ほか4筆、計 149,339 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。9,705,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者3人、経営地、計 1,236,894 m²、家畜、牛頭 203 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、54 ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に譲渡するものであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

55ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 25,435 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,475,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者3人、経営地、計 1,236,894 m²、家畜、牛頭 203 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、56 ページのとおりです。

なお、(21)(22)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

57ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,732 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,724,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、4人、農従者4人、

経営地、計 1,126,368 m²、家畜、牛頭 70 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58 ページのとおりです。

59 ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番 3、公簿、畑、現況、畑、面積 507 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。29,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、2 人、農従者 2 人、経営地、計 750,975 m²、家畜、牛頭 67 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、60 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、〇〇氏の所有農地を近隣農家に譲渡するものであり、令和 5 年 6 月 19 日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

61 ページをお開きください。

(23) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,473 m²、利用目的、牧草畑、他 17 筆、計 384,126 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。20,839,000 円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、63 ページのとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により所有農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(16) から (23) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～〇〇委員着席後～)

助口委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程 6、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1) から (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 西塚委員。

西塚委員 上程になりました、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」(1) から (3) について一括して説明いたします。66 ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和 4 年 5 月 12 日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和 5 年 9 月 15 日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、67 ページのとおりでありまして、合計 19 筆、504,288 m²となっております。

68 ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和 5 年 5 月 17 日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和 5 年 9 月 15 日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、69 ページのとおりでありまして、合計 11 筆、239,245 m²となっております。

70 ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和5年6月19日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和5年9月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、71 ページのとおりでありまして、合計9筆、412,863 m²となっております。

この3件につきましては、各申請者より農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります

(4) (5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(4) (5) について一括して説明いたします。72 ページをお開きください。

(4) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和5年5月16日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和5年9月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における

農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、73ページのとおりでありまして、合計7筆、257,812㎡となっております。

74ページをお開きください。

(5) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和5年5月16日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和5年9月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、75ページのとおりでありまして、合計10筆、387,013㎡となっております。

この2件につきましては、各申請者より農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程7、議案第20号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 議案第20号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。77ページをお開きください。
令和4年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇、令和5年度分といたしまして、農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇ド、(株)〇〇〇〇、合同会社〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇(株)以上8件からの提出がありました。
令和5年9月14日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
これをもちまして、第4回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時21分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月7日

会長 _____

10番 _____

1 1 番
